プレスリリース

平成17年10月7日
農林水産省

食料･農業･農村政策審議会消費･安全分科会家畜衛生部会 第16回家きん疾病小委員会及び第3回高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム検討会の概要について

1　日時
　平成17年10月7日(金)9:30〜15:15

2　場所
　経済産業省1020号会議室

3　概要
(1)感染経路究明チームのこれまでの調査の状況について
　委員及び事務局より、これまでの調査の状況について説明がなされ、検討が加えられた。この結果、以下のような意見があった。
ア　今回のウイルスは海外から侵入したと思われ、その経路については、

[1]　渡り鳥を介した侵入の可能性、
[2]　輸入鳥類又は輸入家きん肉を介した侵入の可能性、
[3]　旅行による人等を介した侵入及びワクチンやウイルスそのものが不法に持ち込まれたことによる侵入の可能性

が考えられるが、これまでに得られた調査結果からは、[1]及び[2]の可能性は低いものと考えられる。[3]については、今後、さらに調査する必要がある。
　なお、メキシコで今年分離されたH5N2亜型のウイルスとの比較から、我が国で分離されたウイルスが中米型であることが改めて確認された。

イ　農場間の伝播経路については、一部に鶏や人などの移動に伴う伝播が強く疑われたが、その他については、関係者を含む人や車両の動き等の現地調査結果や保存血清を含む検査結果を精査し、疫学的な評価を行う必要がある。
ウ　さらに、この疫学的な評価には、今回分離されたウイルスについて、鶏への接種試験を行い、病原学的な特徴(感染鶏の症状、抗体の消長及び伝播力等)も踏まえる必要がある。
　なお、これまでの調査結果等をもとに、今月中を目途に、中間とりまとめを行うこととされた。

(2)茨城県等における高病原性鳥インフルエンザの防疫対応の状況について
　事務局より、茨城県における殺処分等の防疫対応の進捗状況について、説明した。
(3)弱毒タイプの特性を踏まえた防疫指針等について
ア　全国一斉サーベイランス等の評価を踏まえ、今後の監視体制のあり方について検討が行われ、別添1により進めていくことで差し支えないこととされた。
イ　さらに、今般の弱毒タイプの特性を踏まえた防疫指針について検討が行われ、当面、別添2により防疫対応を進めるとともに、防疫指針の改正に当たっては、防疫対応の状況等を踏まえつつ、引き続き検討することとされた。
(4)その他
　感染経路究明の一環として、H5N2亜型のウイルスが分離されているメキシコにおいて現地調査を行うことについて了承され、この調査において、メキシコ国内におけるワクチン接種状況、本病の発生状況等も詳細に確認し、さらに、幅広く分離ウイルスの遺伝子情報を求めることとされた。

【報道機関へのお願い】
1　現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いします。
2　今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、ご協力をお願いします。

　これらの防疫措置は、いずれも鶏への本病のまん延を防ぐためのものです。
　鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

【問い合わせ先】
農林水産省消費・安全局動物衛生課
TEL ：03-3502-8111（代表）
担当：川島（内線3201）、石川（内線3220）
03-3502-8292（直通）

別添1

全国一斉サーベイランス等の評価と今後の監視体制のあり方

1 全国一斉サーベイランス等の評価

⑴ 結果

ア 茨城県

⑺ 県中南部の6市町（水戸市、茨城町、美野里町、小川町、(旧)玉造町、(旧)石岡市）はすべての農場、その他の地域はすべての採卵鶏農場を対象に検査を実施（移動制限区域内については、すべての農場･鶏舎）。確認された30例以外はすべて陰性。

⑴ 各事例の感染経路は、現在、その解明に努めているところであるが、

[1] 1例目から7例目は、地理的な関連性が推察。

[2] 8例目は9例目からの鶏の導入によるものと推察。

[3] 9例目、11例目から31例目は、県中南部での事例。特に、14～30例目は、小川町周辺で確認。

イ 埼玉県

県内の採卵鶏農場の6割以上を対象に検査を実施し、1例（10例目）確認されたのみ。

ウ その他の都道府県

福島県、栃木県、群馬県及び千葉県は、県内の採卵鶏農場の6割以上、その他の都道府県は3割以上を対象に検査を実施し、すべて陰性。

⑵ 評価

ア 全国一斉サーベイランスの目的は、明確な臨床症状をもたらさない弱毒タイプのウイルスの浸潤状況を把握するもの。この結果、事例は茨城県中南部及び西部の一部に限局し、全国にまん延している状況ではないものと推察。

イ 本病の検査方法のうち血清抗体検査については、A型インフルエンザウイルスに共通した抗原に対する抗体を検出可能な寒天ゲル内沈降反応が有効。また、特定のウイルスに対する抗体を検出する場合には、分離株を用いるHI試験も有効。

2 今後の監視体制のあり方

今般の一連の事例（弱毒タイプ）を踏まえ、今後の本病対策に万全を期すため、以下による監視体制の強化が必要。

⑴ モニタリングの強化

明確な臨床症状をもたらさない場合も想定し、全国一斉サーベイランスの手法も踏まえ、現行のモニタリング（毎月1家畜保健衛生所当たり1農場のモニタリング）に加え、以下のように監視体制を強化。

ア 検査対象

⑺ 農場

少なくとも1年に1回、都道府県内のすべての採卵鶏農場（飼養羽数1,000羽以上の農場）の検査を実施。毎月、地域に偏りのないよう実施。

なお、全国一斉サーベイランスで検査対象とならなかった農場から優先して検査を実施。また、この検査での家畜防疫員による立入りの機会を活用し、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、必要に応じて、助言･指導。

⑴ 検体数

1農場当たり10羽以上。

イ 検査週齢

6週齢以上とし、より日齢の進んだ鶏。

ウ 検査方法

臨床検査及び寒天ゲル内沈降反応による血清抗体検査。ただし、血清抗体検査で陽性が疑われる場合には、動物衛生課に連絡の上、直ちにウイルス分離検査を実施。

⑵ 早期通報の再徹底

飼養者等が異常鶏を発見した際の家畜保健衛生所への早期通報が最も重要。国内外における本病の発生状況を踏まえ、飼養者等に対して家畜伝染病予防法第52条に基づき、今年度の報告徴求を実施。

ア 報告徴求の対象

鶏、あひる、うずら及び七面鳥の農場（飼養羽数1,000羽以上の農場）。

イ 報告徴求の内容

⑺ 通常の死亡率と異なる等本病の可能性を否定できない事態が生じた場合には、直ちにその旨を報告すること。

⑴ 毎月1回、死亡羽数等の状況を報告すること。

別添2

弱毒タイプの防疫対応について（案）

弱毒タイプについては、強毒タイプに変異するおそれがあることから、強毒タイプに準じた防疫措置を講じる必要があるが、今回の弱毒タイプの特性を踏まえ、以下により家畜防疫上のリスクを高めない範囲内での合理的な措置を講ずることができる。

○移動制限

1　区域の範囲：
原則として半径5km以内の区域。ただし、その区域は、発生状況、地理的状況等を踏まえ、最大、半径３０kmまでの範囲で拡大･縮小できる
（ただし、縮小する場合には、感染農場の防疫措置の完了後）。

2　制限期間：
最終発生に係る防疫措置の完了後２１日以上の期間。

3　制限の例外：
（現行に加え）

- 食鳥処理場の再開。
- 区域内又は区域外の食鳥処理場に直接搬入する家きんの移動（出荷前検査で陰性のものに限る）※１。
- 区域内又は区域外で生産された種卵を用いるふ卵業務の再開。

○清浄性確認検査

1　検査回数及び検査羽数：
原則として2回。1鶏舎当たり１０羽。

2　実施時期：

- 緊急検査；感染農場確認以降直ちに、臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査※２。
- 清浄性確認検査；防疫措置の完了後おおむね１４日目以降同様の検査。

3　対象農場：
すべての家きん飼養農場。

※１　食鳥処理場へ直接搬入する移動制限区域内の家きんの移動に当たっての条件
[1]　出荷前検査
出荷予定ロットについて、原則として、出荷前に検査を実施し、陰性であること。
[2]　適切な運搬
農場入出場時、移動制限区域入出場時及び食鳥処理場入出場時の車両の消毒並びに家きん飼養農場付近を通行しない運搬ルートの設定について、出荷者は家畜防疫員と事前に協議し、運搬時には、原則として、家畜防疫員が同行すること。
[3]　食鳥処理場における措置
当該出荷ロットの食鳥処理場への搬入及び食鳥処理については、当日の最後に行われ、確実に処理されること。

※２　HI試験を主とするが、HI試験は、ウイルスが分離され、当該株による検査用抗原を作成する必要があるため、検査可能となる前にあっては、寒天ゲル内沈降反応で実施する。なお、HI試験は、体制が整えられ次第、都道府県段階で実施。